# 新型コロナウイルス感染症対策 に関する特別要望

令和2年7月

全国町村議会議長会

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国に甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国による機動的かつ大規模な経済対策など、国と地方が一体となって徹底した感染防止対策に取り組んでいる中で、一定の収まりを見せていたが、再び感染者が増加傾向となるなど、予断を許さない状況であり、国民生活への不安が続いている。

このような状況において、今後の感染症の拡大に備え、医療提供体制の確保 をはじめとした万全の感染防止対策の構築が急務であるとともに、経済対策等 の強化、教育・子育てへの対応など、引き続き、国と地方が一体となり、状況 に応じた対策を迅速かつ的確・強力に推進していく必要がある。

また、感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性 を再認識させたが、当該リスク等にも適応した新たな社会システムへの転換に 向けた取組も急務である。

この中で、地方においては、地方税収の大幅な減少が危惧されており、行政 サービスに支障が生じないよう、地方の安定的な財政運営に資する財源の確保 に万全を期す必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう、強く要望する。

記

## 1 感染症拡大防止・医療提供体制等の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症の正確かつ分かりやすい情報を、国民、地方 公共団体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。 また、感染予防及び受診・治療体制について周知徹底すること。 (2) マスクや消毒液等の衛生資材の安定的な生産・供給体制を確保すること。 特に、医療機関や介護施設で使用する防護服やマスクについては、必要数 を確保し、迅速に提供すること。

また、必要となる物資の確保について、適切な財政措置を講じること。

(3) 医療機関における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。

また、必要な検査が確実かつ迅速に受けられる体制を確保すること。

- (4) 簡易検査キット、治療薬、ワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築するとともに、検査等の費用について、 万全の措置を講じること。
- (5) 医療機関や介護施設が感染防止対策を適切に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう、 支援体制を強化すること。

- (6) 医療、介護、教育等での感染防止対策及び熱中症予防のため、関係施設 における空調設備等の整備や維持管理費について、必要な財政措置を講じ ること。
- (7) 一般病床の転用など病棟単位での感染症の病床確保による一般患者の受入体制の縮小、多くの空床が生じることによる減収、風評被害、受診控えなど、病院経営が切迫している現状を踏まえ、感染症対策はもとより、地域医療提供体制が維持できるよう、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を構築するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (8) 頻発化・激甚化する災害と感染症が同時に重なる事態を想定し、避難所等における感染防止対策や必要な物資の確保、医療介護体制の整備等に万全を期すため、十分な財政措置等の対策を講じること。
- (9) 感染者や医療従事者等に対する偏見や差別を防ぐための対策を講じること。

- (10) 感染症対策に係る相談窓口の体制を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響から生じる生活不安等により増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知や体制を拡充すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険料の減免について、十分な財政措置を講じること。

#### 2 経済対策等の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響やこれまでの対策の効果等を見極めつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、学生支援緊急給付金等の拡充や手続きの簡素化など、感染防止対策とともに、雇用維持や事業継続等の経済対策に万全を期すこと。特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じて必要な事業を実施するため、自由度の高いものとするとともに、配分に当たっては、地域経済を支える取組は広範多岐にわたるため、地方の意見を十分に踏まえること。
- (2) 地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の資金繰り対策に万全を期すこと。
  - また、事業の継続・承継を断念することのないよう、事業承継税制や事業承継補助金を拡充すること。
- (3) 国の責任の下、事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大により影響を受けた事業者に対する救済措置を講じること。
- (4) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方公共団体の負担に対し、十分な財政措置を講じること。

- (5) 外出の自粛や学校休業等の影響により、鉄道、バス、タクシー等の地域 公共交通の利用者が大幅に減少していることから、経営安定や感染防止対 策について、財政支援を強化すること。
- (6) 中小企業や小規模事業者等に対して不当な価格低減要求が行われないよう、周知・管理体制を強化すること。

また、供給量が不足する物資の円滑・公正な流通を確保するための対策を講じること。

(7) 国産農林水産物の急激な需要減少や価格下落により収入減となった農林 漁業関係者に対して、販売促進や需要喚起、次期作に係る支援など、対策 を強化すること。

### 3 教育・子育てへの対応

(1) 学校休業等による児童生徒の学びを確保するため、1人1台端末と高速 大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」の 実現等による遠隔授業の実施、休日の利用等の取組について、地方公共団 体の創意工夫を最大限尊重するとともに、教員等の端末の更新費用や通信 費を含め、十分な財政措置を講じること。

また、放課後児童クラブや保育所など子供の生活対策等について、十分な財政措置を講じるとともに、放課後児童支援員や保育士の処遇改善等を推進すること。

- (2) 家庭での学習支援を充実させるため、オンライン学習の推進やICT支援 員の確保・配置水準の引き上げ等について、必要な対策を講じるとともに、 十分な財政措置を講じること。
- (3) 学校や保育所等での集団感染の予防のため、マスクや消毒液等の衛生資材の確保について、必要な財政措置を講じること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、小・中学校の修学旅行を延期・ 中止した場合のキャンセル料や予約変更に係る手数料等の追加費用につい て、必要な財政措置を講じること。

#### 4 今後の対策等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大リスクの低減や、今後発生が懸念されている首都直下地震等の大規模災害における危機管理等の観点から、東京 一極集中等の人口の過度の集中の是正に向けた積極的な対策を推進すること。
- (2) 遠隔医療、遠隔教育やテレワークなど、多様な分野におけるデジタル化 の取組を推進するために必要となる情報通信基盤について、条件不利地域 も含めて加速的に整備が進むよう、財政的・技術的支援を拡充すること。
- (3) 安全・安心な住民生活の実現と経済回復を加速させるため、国土強靱化等の社会資本整備を強力に推進すること。

## 5 地方財源の確保等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、人口減少対策、福祉・医療、教育・子育て、地域経済活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、町村の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に 発揮できるよう、総額を確保すること。

- (3) 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- (4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の進捗に遅れが出る ことが懸念されるため、緊急防災・減災事業債など、今年度以降期限を迎 える地方債等について延長すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫補助事業が中止・見直しとなる事例が発生していることから、既に実施した事業の交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。

また、事業の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について柔軟に対応するとともに、事務手続きを簡素化すること。